

## 2019年度 要援護者食品分配支援事業に関する協定書

\_\_\_\_\_（以下、「甲」という。）と特定非営利活動法人フードバンク関西（以下、「乙」という。）は、甲及び乙が、要援護者食品分配支援事業（以下、「本事業」という。）を実施するにあたり、以下のとおり、協定書を締結する。

### （目的）

第1条 緊急的に食品を要する生活困窮者等（以下「要援護者」という。）の保護と自立の促進を図るため、乙から譲渡される食品を受け、甲が要援護者に食品を分配する本事業を実施するにあたり、必要な事項を定める。

### （要援護者）

第2条 食品の分配の対象となる要援護者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- （1）甲が緊急的に食品等を必要とすると認める市内に在住する者（原則、生活保護法に規定する被保護者を除く。）
- （2）（1）に掲げる者の他、甲が食品等の分配を要すると認める者

### （譲渡される食品）

第3条 甲が分配する食品は、乙が無償で譲渡する。

- 2 乙は、甲に対し、乙が第三者から提供を受け、食品衛生法その他適用される法令（消費期限内、賞味期限内を含む。）に適合する食品を譲渡する。
- 3 甲は、乙から譲渡される食品の消費期限、賞味期限や保管状況等を管理し、適正に分配するよう努めるものとする。
- 4 乙は、甲に対し、食品の取り扱い及び消費時期等について、必要な指示をすることが出来、甲はその指示を遵守する。
- 5 甲に対する食品の譲渡の決定は、乙が行う。
- 6 甲は、乙が行う食品確保に関して必要な支援を行う。

### （甲による食品の利用方法）

第4条 甲は、乙から受領する食品を、有償で分配してはならない。

- 2 甲は、食品を要援護者に分配するにあたり、要援護者の受領した食品が第三者へ譲渡・転売等されないよう、また要援護者の生活に適正に利用されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 甲が前項の措置を講じたにもかかわらず、分配された食品の第三者への譲渡・転売等不正な利用、又は食品衛生上の事故が発生、又は発生が予見される場合、乙に対して速やかにその旨を連絡し、乙による調査に協力しなければならない。

### （食品譲渡後の責任）

第5条 乙は、第3条に基づき譲渡した食品について、譲渡後の品質及び生じた事故について、一切の責任を負わない。

(経費の負担)

第6条 甲は、乙がこの事業のために食品を集め管理する際の必要経費の一部として、受益者一人当たり千円を配送分担金等として支払う。

(食品の引き取り)

第7条 甲は、乙から譲渡される食品を乙の指定するところまで直接引き取りに来ることを原則とする。

2 甲が、引き取りに来る事が出来ない場合、乙は輸送業者に配送を依頼する。配送費用は甲がその実費を負担する。

(報告書)

第8条 乙は甲に対し、本事業に関する報告書の提出を求めることができる。

(協議解決)

第9条 協定書に定められていない事項及び条項の解釈につき疑義又は紛争などが生じた場合、甲乙両者は誠意を持って協議解決するものとする。

附則

本協定書の有効期間は、2019年4月1日から2020年3月31日までとする。

本協定書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 所在地  
団体名

代表者

乙 所在地 神戸市東灘区深江本町1丁目8-16-101  
団体名 特定非営利活動法人フードバンク関西  
代表者 理事長 中島 眞紀